

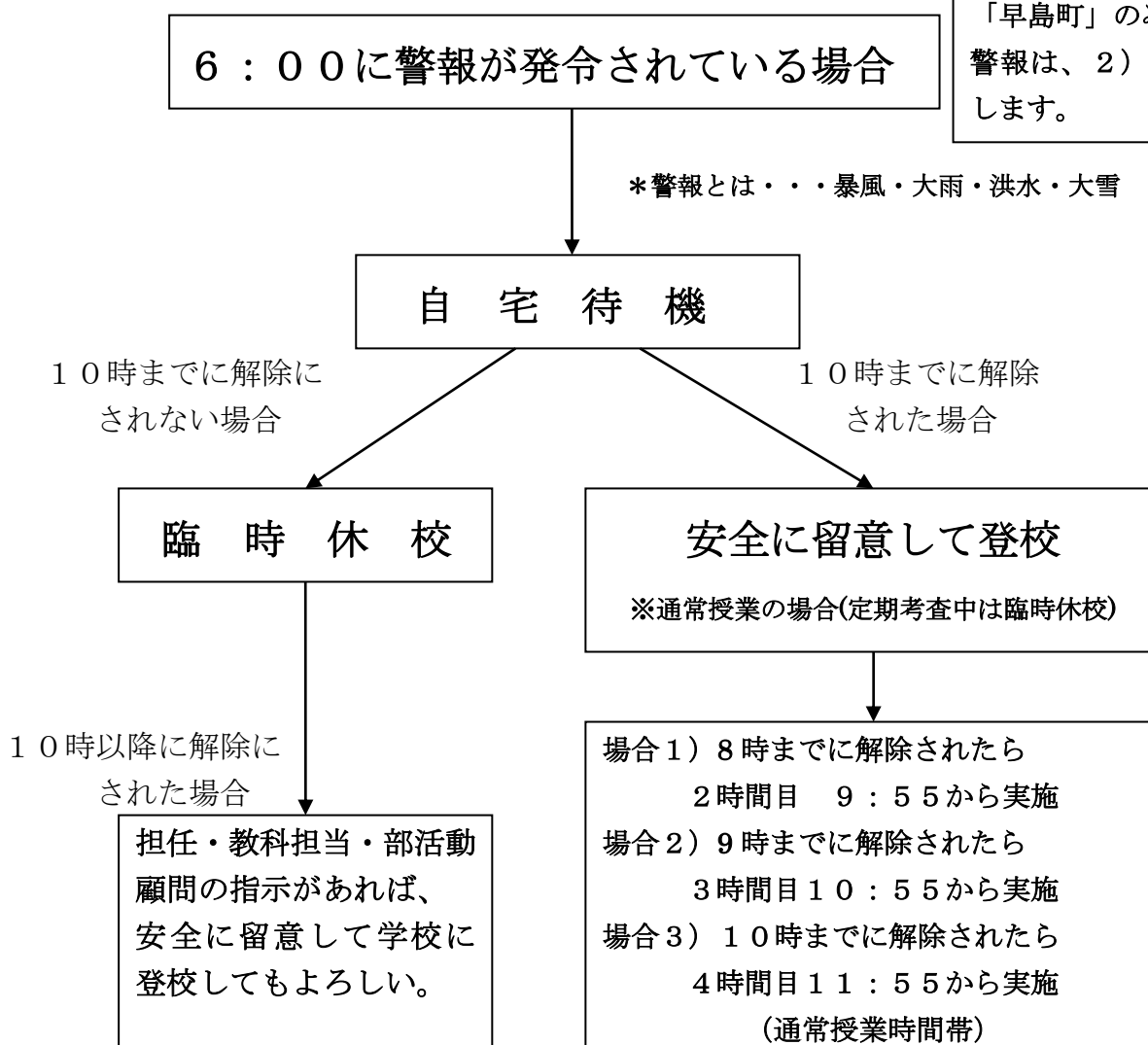
警報発令時についての連絡事項

岡山県立高梁城南高等学校 教務課

※ 警報が発令されている場合、次のように行動しなさい。

- 1) 「岡山全域」「岡山県北部」「岡山県南部」「高梁地域」「新見地域」
「倉敷地域(倉敷市・総社市・早島町)」のいずれかに

「倉敷市」「総社市」
「早島町」のみの
警報は、2) に該当
します。



- 2) 警報が午前6時現在で、1)以外の地域(岡山地域・東備地域・井笠地域・真庭地域・津山地域・勝英地域)や市町村に発令されている時は、その地域やその市町村の生徒のみ自宅待機とする。ただし、警報が午前10時までに解除された場合は、安全を考慮しながらただちに登校するものとする。午前10時現在警報が解除されない場合はその地域の生徒は自宅学習とし、出席扱いとする。